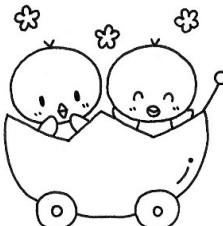


児童扶養手当のてびき

必要書類

<p>1 個人番号がわかる書類 ★本人・配偶者・対象児童・扶養義務者のもの (マイナンバーカードやマイナンバー通知カードなど)</p>	<p>※ 本人確認書類 (運転免許書・マイナンバーカード・パスポートなど)</p>
<p>2 戸籍謄本 各1通 ★本人及び対象児童のもの ★離婚日の分かるもの</p> <p>①母が新戸籍を作り、児童が父の戸籍に入っている場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>筆頭者 母</p> <p>母</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>筆頭者 夫</p> <p>夫</p> <p>妻</p> <p>子</p> </div> </div> <p>②母の戸籍に児童が入った場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>筆頭者 母</p> <p>母</p> <p>子</p> </div> <p style="text-align: right;">※交付後1か月以内のもの</p>	<p>◎ 本人と対象児童の戸籍が別々になっているときは、それぞれの戸籍が必要。</p> <p>◎ 現在の戸籍に離婚日の記載がない場合は、<u>離婚日の記載のある戸籍も必要</u>。</p> <p>◎ 戸籍謄本の代わりに、離婚届受理証明書でも申請可能。ただし、戸籍謄本ができ次第、提出が必要。</p> <p>◎ 外国籍の方は、離婚届受理証明書。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>3 認め印</p>	
<p>4 預金通帳</p>	<p>◎ 本人名義 原本をお持ちください。</p>
<p>5 年金手帳</p>	<p>◎ なければ結構です</p>
<p>6 住宅賃貸借契約書及び光熱水費領収書等(電気・ガス・水道すべて) (現在のお住まいのところの) ※申請者又は親族名義のもの</p>	<p>◎ 契約者名が前夫(妻)名から変更できない場合は、光熱水費(電気・ガス・水道)を申請者本人が支払っていると分かる、領収書等を提出してください。</p>

※状況によっては上記の書類以外のものをお願いすることがあります。

※扶養義務者とは、受給者と生計を同じくしている直系血族もしくは兄弟姉妹をいいます。

【こんな場合は受給できません】

- ・入籍していなくても、異性と社会的に「婚姻関係と同様」と判断されるとき。
- ・住所…前夫(妻)と同じ住所のとき(前夫(妻)と世帯分離するだけでは不可)。
- ・健康保険証…前夫(妻)の扶養に入っているとき(はずす手続きをしていますか?)。

【注意】

- ・状況により、申請後または認定を受けた後、実態調査をすることがあります。
- ・偽り、その他不正の手段により手当を受けた場合は、全額を返還し、3年以下の懲役などに処せられます。

児童扶養手当は、父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父または母や父または母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父または母がいても極めて重度の障がいがある場合には支給されます。

申請できる方は、母子家庭の母、父子家庭の父、父に重度の障がいがある家庭の母、母に重度の障がいのある家庭の父、父又は母に代わって児童を養育している人です。

対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子ども、または、20歳未満で心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある子どもが、次の①～⑨のいずれかに該当し、父母がその子どもを監護し、生計を同じくしている場合

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父または母が死亡した子ども
- ③ 父または母が重度の障がいの状態(裏面別表参照)にある子ども
- ④ 父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ⑨ 母が子どもを懐胎した当時の事情が不明である子ども

認定・支給の方法

- ◎ 手当を受給するには、請求の手続きが必要です。支給は申請の翌月分からとなります。
- ◎ 認定を受けた後も、毎年8月に、手当を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するため現況届の提出が必要です。
- ◎ 支給スケジュールは下記の通りで、指定の金融機関の口座に振り込まれます。支給日(11日)が金融機関の休業日の場合、その直前の営業日になります。

支給されない場合

- ① 手当を受けようとする人、対象の子どもが日本に住んでいない場合
- ② 子どもが児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)などに入所している場合
- ③ 子どもが里親に委託されている場合
- ④ 対象となる子どもが手当を受けようとする人の配偶者(元配偶者、内縁関係、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)に養育されている場合
- ⑤ 手当を受けようとする人が配偶者(元配偶者、内縁関係、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)と同居している、又は社会通念上「婚姻関係と同様」と判断される状況にある場合

- ⑥ 手当を受けようとする人、対象の子どもが配偶者(元配偶者、内縁関係、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)の健康保険の扶養に入っている場合

- ⑦ 平成10年3月31日までに支給条件を満たしたが、正当な理由がなく5年間請求しなかった場合(父子家庭を除く)

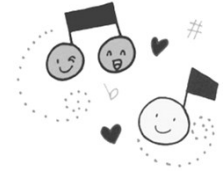
支給日	支給対象月
1月11日	11月～12月分
3月11日	1月～2月分
5月11日	3月～4月分
7月11日	5月～6月分
9月11日	7月～8月分
11月11日	9月～10月分



手当の額

所得制限により、次のいずれかの額になります。

(令和2年4月改定)



区分		子ども1人	子ども2人	子ども3人
手当月額	全部支給	43,160円	53,350円	59,460円
	一部支給	43,150円 ～10,180円	53,330円 ～15,280円	59,430円 ～18,340円

※ 子どもが3人以上のときは、1人増えるごとに、6,110円(一部支給の場合は、所得に応じて6,100円～3,060円)が加算されます。

※ 児童扶養手当は、支給開始から5年または支給要件を満たしてから7年経過しますと、手当額の一部支給停止(支給額の1/2を限度として減額)の対象となります。

ただし、就業あるいは求職活動を行っている場合や就業が困難な場合で、適用除外となる要件を満たす届出を提出すれば、一部支給停止は適用されません(児童扶養手当法13条の3関係)。

所得の制限

受給資格者と扶養義務者の平成30年分所得(市民税課税台帳の所得)が右記の表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上であるときは、令和元年11月から令和2年10月までの手当の一部または全部が支給されません。

(現況届により毎年所得額等を確認します)

所得制限限度額

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

※ 扶養義務者等とは、孤児等の養育者、受給者の配偶者及び扶養義務者のことを示しています。

※ 扶養義務者とは、受給者と生計を同じくしている直系血族もしくは兄弟姉妹をいい、複数ある場合は所得の高い方が対象となります。

一部支給の手当額の算出

$$\text{手当月額} = 43,150円 - \frac{\text{受給者所得額①} - \text{所得制限限度額②(全部支給)}}{100} \times 0.0230559$$

(10円未満の端数は四捨五入します)

① 所得額の範囲

1 受給者が父または母である場合、所得額に養育費等の8割相当額を加算します。

2 所得額から次の額を控除します。

区分	控除額
障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円
配偶者特別控除	地方税で控除された額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金	
雑損控除	
一律控除	80,000円

受給者が父母以外の場合のみ

寡婦(夫)控除	270,000円
寡婦特例控除	350,000円

② 所得制限限度額

1 所得制限限度額は扶養親族等の数に応じて額が変わりません。

2 所得制限限度額に次の額を加算します。

区分	加算額
受給者本人	
特定扶養親族 (16歳から22歳の扶養親族)	1人につき 15万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上の対象配偶者)	1人につき 10万円
老人扶養親族 (70歳以上の扶養親族)	
扶養義務者等	
老人扶養親族 (70歳以上の扶養親族)	1人につき 6万円
※扶養親族がすべて70歳以上のときは1人を除く	

別表 父または母が障がいの状態にある場合

- ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - ③ 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
 - ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
 - ⑥ 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
 - ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がいをもつこと
 - ⑨ 前各号にあげるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをもつもの
 - ⑩ 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障がいをもつもの
- 傷病がなおらないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とする程度の障がいをもつものであって、厚生労働大臣が定めるもの
(備考)
- 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ※ 厚生労働大臣が定めるものとは、当該障がいの原因になった傷病につき、初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6ヶ月を経過しているものをいう。



その他

ひとり親家庭の方が自立をするための様々な制度があります。

母子・父子自立支援給付制度	母子家庭の母等が、仕事に必要な資格を取得するために市の指定講座を受講する場合、費用の一部を補助します。
就業支援事業	職業安定所と連携し、就業に関する情報提供を行い、就業に結びつく支援を行っています。
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親世帯の自立支援と、児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。
JR通勤定期割引制度	児童扶養手当を受給している世帯の方がJR通勤している場合、通勤定期券を割引購入できます。
川西市婦人共励会	ひとり親家庭の方の、自立と生活の向上を目的とする団体で、講座等の行事を実施しています。

<問い合わせ先>

川西市教育委員会 こども未来部 こども支援課
3階5番窓口 電話 072-740-1179